都道府県名はこちらにのみ入力してください。<br/>
高知県<br/>
自動計算されます(確認をお願いします)⇒市区町村数。34

都道	市区	市		所	事	庁内	諮問				男女共	同参画に関する条例			自期計算されま9(確認をお願いしま9)= 男女共同参画に (平成29年4月1日現在	員する計画	34	口
	町	区			務	連絡	機					 有		無				無
県コード	村コード	町 村 名	担当課(室)名	属	所掌	会議の有	関の有無	条	例	名	称	公布日(和暦で日まで 記入してください)	施行日(和暦で日まで記入してください)	現在の状況	計 画 名	計画期間	女性 活躍 推進 法関係	現在の
	$\overline{}$					4	8		4	ļ					18			7
39	201	高知市	人権同和·男女共同参画課	1	1	1	1	男女がともに	輝く高知	市男女	:共同参画条例	平成17年4月1日	平成17年4月1日		高知市男女共同参画推進プラン2016	平成28年度~平成32年度	$\frac{2}{1}$	Ħ
39	202	室戸市	人権啓発課	1	2	0	0							0	明日に向かって「心豊かに生きる」(男女 共同参画プラン)	平成20年度~平成29年度	0	П
		安芸市	企画調整課	1	2	0	1							0	第2次あき男女共同参画プラン	平成27年4月~平成37年3月	0	
-			生涯学習課	2	2	0	1	南国市男女	共同参	画推進	条例	平成23年6月27日	平成23年7月1日		南国市男女共同参画推進計画	平成24年度~平成33年度	0	$\perp \perp$
			男女共同参画センター	2	1	0	0							0	第2次 土佐市 人・ひと共同参画プラン	平成25年度~平成34年度	0	
		須崎市 宿毛市	人権交流センター 人権推進課	1	2	0	0							0	すくも男女共同参画プラン	平成16年4月1日~	0	┼┤
-			人権推進課 じんけん課	1	2	0	0							0	9くも男女共同参画フラン とさしみず男女共同参画推進プラン	期間の定めなし(平成24年3月策定)	0	+
		四万十市	人権啓発課	1	2	0	0							2	四万十市男女共同参画計画(新しまんと男女共同参画プラン)	平成25年度~平成29年度	0	П
39	211	香南市	人権課	1	2	1	1							0	香南市男女共同参画基本計画(後期)	平成26年4月1日~平成31年3月31日	0	T
39	212	香美市	ふれあい交流センター 福 祉事務所(DV)	1	2	0	1							3	香美市男女共同参画計画 思いやりプラン	平成28年度~平成32年度	0	
39			住民課	1	2	0	0							0				0
39			住民福祉課	1	1	0	0							0			<u> </u>	0
_			保健福祉課	1	2	0	0							0				0
39	304	安田町	町民生活課	1	1	0	0							0	安田町男女共同参画計画	H29.4.1~H34.3.31	1	ш
			住民課	1	2	0	0							0			<b></b>	0
39	306	馬路村	健康福祉課	1	1	0	0							0	######################################			0
			企画振興課	1	2	0	0							2	芸西村男女共同参画ときめきプランたのしく住める芸西村を目指して	設定なし(平成18年2月策定)	0	Ш
39			住民生活課	1	2	0	0							0	本山男女(ともに)かがやく21世紀プラン	設定なし(平成17年3月策定)	0	
			住民課 教育委員会	2	2	0	0							0				0
		大川村	総務課	1	2	0	0							0				0
		いの町	総務課	1	2	1	1	いの町男女	共同参画	<b>斯推</b> 推	条例	平成16年10月1日	平成16年10月1日	Ů	第3次いの町男女共同参画プラン	平成26年度~平成30年度	0	Ť
			企画課	1	2	0	0							0				0
39	401	中土佐町	人権啓発センター	2	2	1	1	中土佐町男	女共同参	参画推	進条例	平成18年7月3日	平成18年7月13日		中土佐町男女共同参画基本計画 (※冊 子名は「中土佐町男女共同参画プラン」)	平成27年度~平成36年度	0	
39	402	佐川町	総務課	1	2	0	1							0	佐川町男女共同参画計画	平成26年度~平成30年度	0	Ш
		-	保健福祉課	1	2	0	0							0				0
-			保健福祉支援センター	1	2	0	0							0				0
-			教育委員会	2	2	0	0							0	第2次日高村男女共同参画プラン	平成27年度~平成36年度	0	$\sqcup$
39			町民課	1	2	0	0							0				0
			町民課	_	1									0			<u> </u>	H
		大月町 三原村	町民福祉課 総務課	1	2	0	0							0			<del></del>	0
-			総務課 住民課	1	2	0	0									平成27年度~平成31年度	0	U
১৪	<b>4∠ŏ</b>	<b>杰</b> 州 川	<b>正戊</b> 床	_		U	U					l .	I	U	高期的 为 人 六 回 分 回 計 回	一成4/4度~十成31年度	U	

調査票4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都市	市	市	1	男女共同	参 画・	女性のための総合的な施設	(平 成 29 年	4 月 1 日 現	在で開設済の施設	ţ)					
道 府	区									施	≘љ	管 珥	. j	1 営	主体
府	町	区					地	<del></del>		形			- ^ 管理		業運営
	村	町				<i>т</i>	765 T	<del>V</del>							
=   :	⊐ l	++	名 称							畄	神	直	ੂ そ	直営	程定管理者
1	1	村		愛称•通称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複 合	1	雪 の	,,,	管の
ド	ド	名								Ţ		営	指定管理者	宮	指定管理者
H	$\overline{}$									_	_		_		
		_	2							1	1	1 1	1 0	1	1 0
		高知市	こうち男女共同参画センター	ソーレ	780-0935	高知県高知市旭町3丁目115	088-873-9100	088-873-9292	http://www.sole-kochi.or.jp		0	(	<b>O</b>		0
		室戸市												Ш	
39 2	203	安芸市												Ш	
39 2	204	南国市											-	Ш	igwdown
39 2	205	土佐市	土佐市立とさし男女共同参画センター	きらら	781-1101	高知県土佐市高岡町甲2192-1	088-852-4039	088-850-2205	http://www.city.tosa.lg.jp/life/det ail.php?hdnKey=9	0		0		0	
39 2	206	須崎市													
		宿毛市													
39 2	209	土佐清水市													
		四万十市													
39 2	211	香南市													
39 2	212	香美市													
		東洋町											Щ.		
39 3	302	奈半利町											Щ.		
		田野町												Ш	
		安田町											_	Ш	igwdown
39 3	305	北川村											_	Ш	igwdown
		馬路村											-	Ш	igwdown
		芸西村											+		$\vdash \vdash \vdash$
39 3	341	本山町											+	<del>                                     </del>	$\vdash$
		大豊町										-	$+\!\!-$	₩	$\vdash \vdash \vdash$
		土佐町 大川村									$\vdash$		+	$\vdash\vdash$	$\vdash\vdash\vdash$
30 3	226	<u> </u>	l				1	1					+	$\vdash$	$\vdash\vdash\vdash$
		仁淀川町	1										+	$\vdash$	+
		中土佐町											+	$\vdash$	$\vdash \vdash \vdash$
		<u>中工程町</u> 佐川町											+	$\vdash$	$\vdash$
		越知町									$\vdash$		+	$\vdash$	$\vdash$
		梼原町									$\vdash$		+	$\vdash$	$\vdash$
		日高村											+	$\vdash$	
39 4	111	津野町					1	1					+	Н	$\Box$
39 4	112	四万十町					1	1					+	Н	$\Box$
		大月町											$\top$	М	
		三原村											$\top$	М	
		黒潮町											$\top$	П	$\Box$

都市	市	男女共同	参画・女性の	ため	の糸	窓合的なこ	施設	ይ (	平月	戊 29	9 年	4 5	1	日	現る	王で開設済の施設)
道区	区			職員数	枚(人)								主		な	事業
府町																
県村	町		設立年月日		非	予算額	広		相	. 情	苦	交	企業	国	調	
$\Box$	++	名 称	設立十月口	常 勤	非 常	(千円)	報啓	講座	談車	提版	情加	流炉	との連携の連携の	際	查 研	その他
1 1	村			主儿	勤		発	圧	相談事業	• 提供集	苦情処理	交流促進	携 P	国際交流	究	
ドド	名															
		2					2	2	2	1	0	1	1	0	1	
												l '			l -	防災啓発事業,人材育成事業,県民からの企画
	高知市	こうち男女共同参画センター	平成11年1月29日	4	7	53,182	0	0	0	0		0	0		0	提案事業,託児サービス
	室戸市															
39 203	安芸市															
	南国市	1/1-1111	T-1:				_	_	_							
	土佐市 須崎市	土佐市立とさし男女共同参画センター	平成13年7月1日	1	1	427	0	0	O							
	宿毛市 土佐清水市															
	四万十市															
	香南市															
	香美市															
	東洋町															
	奈半利町															
	田野町															
	安田町															
	北川村															
	馬路村															
	芸西村															
39 341	本山町															
39 344	大豊町															
	土佐町															
	大川村															
	いの町															
	仁淀川町															
	中土佐町															
	佐川町															
	越知町															
	梼原町															
	日高村															
	津野町															
	四万十町															
	大月町															
	三原村															
39 428	黒潮町															

調査票4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

39 428 黒潮町

高知県 H列からV列まで※整数のみ入力できます。 男女共同参画に関する宣言(注1) 治 会 長等の状 道区 宣 宣 うち 市 副 うち 町 自 区 女性 女 女 女 府町 女 言 言 市 町 治 性 性 性 性 性 区 村 性 県村 町 比 比 比 区 性区 白 年 宣言名称 の 村 率 率 率 コ ⊐ 性 率 率 治 村 長 長 村 長 月 形 副長 村 1 長 長 長 (%) 長 (%) (%) (%) (%) 数 ドド 名 日 数 数 態 数 市数 数 市数 数 数 0 11 0 0.0 14 0 0.0 23 4.3 24 0 0.0 3,917 502 12.8 39 201 高知市 0.0 0.0 163 13.7 0 1193 39 202 室戸市 0.0 0.0 32 19.8 162 39 203 安芸市 0.0 0 0.0 39 204 南国市 0.0 0.0 39 205 土佐市 0.0 0.0 8.6 163 14 39 206 須崎市 0.0 0.0 39 208 宿毛市 0.0 0.0 0 39 209 土佐清水市 0.0 0 0.0 68 4 5.9 39 210 四万十市 0.0 0.0 1.2 39 211 香南市 0.0 0.0 602 132 21.9 39 212 香美市 9.6 0.0 0.0 188 18 39 301 東洋町 0 0.0 0.0 39 302 奈半利町 0 0.0 0.0 0 39 303 田野町 0.0 0.0 15 13.3 39 304 安田町 0 0.0 0.0 32 6 18.8 0 39 305 北川村 0 0.0 0.0 26 2 7.7 39 306 馬路村 0 0.0 1 0 0.0 0 0.0 39 307 芸西村 0 0.0 0 0.0 0 39 341 本山町 0.0 0 0.0 24 4.2 39 344 大豊町 2 10.8 0 0.0 0 0.0 83 9 39 363 土佐町 0 0.0 1 0 0.0 43 1 2.3 39 364 大川村 0.0 0.0 0 0.0 39 386 いの町 100.0 29 15.2 1 0 0.0 191 39 387 仁淀川町 0.0 0 20 12.6 0.0 159 39 401 中土佐町 0 0.0 0.0 139 36 25.9 39 402 佐川町 6 5.7 0 0.0 1 0.0 106 39 403 越知町 0.0 0 0.0 63 11.1 39 405 梼原町 0.0 0.0 0 0 39 410 日高村 0 0.0 0 0.0 83 8 9.6 39 411 津野町 0 0.0 1 0 0.0 84 4 4.8 39 412 四万十町 0 0.0 1 0 0.0 254 4 1.6 39 424 大月町 0.0 0 0.0 0 0.0 39 427 三原村 0.0 0.0 0 0.0 0 0

3.3

0

0.0

0.0

0

61

調査票4-4 市区町村別集計項目(女性の登用)No1

		調査時点コード 1 平成29年4月1日 2 平成29年5月1日										:平成	年月	∃ 日										
	-		調査時点コート		1					調	を時点コ	ード	1		調	査時点コ <sup>.</sup>	_ <b>ド</b> │	1		調査時に	点コード	1	調査時点コ	コード 1
都「	市		₩1 <u>₩1</u>		'					m-3.	T = 1 ////	•			m-1	E * 1 //// —				W-17	I		107 E - 7 M	
道原	I 区	目	標設定の対象 (目標を設定					忧値	目標設定の対象である審議会等の範囲				の3)に 登用状			自治法(領 員会等(					村防災会			防災会議 を含む)
県木	町町			-						÷					÷									
	村	目 標 値 (%)	目 標 年 度	審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性 委員	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち 女性 委員 数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち 女性 委員 数	女 性 比 率 (%)	総委員数	うち 女性 委員 数	女 性 比 率 (%)	総委員数	比上
				451	383	5,895	1,780	30.2		676	566	7,945	2,061	25.9	171	102	1,058	169	16.0	681	68	10.0	757	75 9.
1	小計	<del>                                     </del>		$\overline{}$		$\overline{}$				661	552	7,773	1.988	25.6	171	102	1.058	169	16.0			$\overline{}$		$\rightarrow$
39 20	<del></del>	30	平成33年3月	132	110	1,450	422	29.1	法令・条例・要綱等に基づく審議会等	116	96	1244	366		6	6	67	10		59	5	8.5	60	5 8.
39 20		30	平成32年度	32	24	414			法律及び条令により設置されている審議会等	32	24	414	110		5	3	37	4	10.8	25	4	16.0	26	4 15.
39 20		36	平成37年3月	53	41	650	197	30.3	地方自治法第180条の5、第202条の3、要綱規則等	24	19	246	64	26.0	5	3	37	5	13.5	25	4	16.0	26	4 15.
39 20	4 南国市	30	平成28年4月	33	31	806	236	29.3		29	27	664	163	24.5	5	3	30	6	20.0	32	5	15.6	33	5 15.
39 20	5 土佐市	30	平成28年度							30	26	367	102	27.8	5	3	38	5	13.2	31	2	6.5	32	2 6.
39 20	06 須崎市									18	18	267	74	27.7	5	3	30	4	13.3	30	2	6.7	31	2 6.
39 20	8 宿毛市	30		17	12	207	30	14.5		17	12	207	30	14.5	5	3	30	4	13.3	25	4	16.0	26	4 15.
39 20	9 土佐清水市	40		23	20	252	66	26.2		23	20	252	66	26.2	5	2	26	3	11.5	24	4	16.7	25	4 16.
39 2										17	16	206	52	25.2	5	4	44	9	20.5	24	3	12.5	25	3 12.
39 2	1 香南市	30	平成31年3月	33	30	416	102	24.5		27	25	366	94	25.7	5	4	45	6	13.3	35	8	22.9	36	8 22.
39 2		40	平成33年3月	67	61	1,027	407	39.6		29	29	357	101	28.3	5	3	34	4	11.8	28	1	3.6	29	1 3.
39 30	-1									10	9	102	38		5	3	22	7	31.8	13	1	7.7	14	1 7.
39 30	- 24   133									17	10	139	24	17.3	5	3	37	5	13.5	16	2	12.5	17	2 11.
39 30										9	9	94	28		5	3	26	5		16	1	6.3	17	1 5.
39 30	~									10	4	121	8	6.6	5	3	27	5		19	0	0.0	20	0 0.
39 30										8	4	69			5	1	27	5		12	0	0.0	13	0 0.
39 30										6	4	49		14.3	5	5	20	7	35.0	10	0	0.0	11	0 0.
39 30										11	8	107	10		5	4	32	5	15.6	16	0	0.0	17	0 0.
39 34			ļ							9	9	113			5		29	2	6.9	19	1	5.3	20	1 5.
39 34 39 30	7 122 7	1	<del> </del>							12 10	9	89 61	14 16	15.7 26.2	5 5	2	24 28	2 5	8.3 17.9	14 8	2	14.3	15 9	2 13. 0 0.
39 30		1								10	6	60	9	15.0	4	2	13	3	23.1	19	0	5.3	20	1 5.
39 3		40	平成30年	39	34	492	142	28.9		25	25	347			5	3	39	6		16	1	6.3	17	2 11.
39 38		+0	一块50千	38	34	432	142	20.5		12	23 8	144	102		5	3	35	5		25	1	4.0	26	1 3.
39 40		1								18	16	195	68		5	2	28	J A	14.3	25		16.0	26	4 15.
39 40		40	平成31年3月	22	20	181	68	37.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	22	20	181	68	37.6	5	4	31	6	19.4	23	7	10.0	0	0 0.
39 40	,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	' <u>'</u>	1 7001 - 371		- 20	.51	30	37.3	-0.7 = -1	9	20	87	22	25.3	5	4	29	8	27.6	1			17	2 11.
39 40										10	8	123	17	13.8	5	2	22	3	13.6	27	2	7.4	28	2 7.
39 4										19	17	271	65		5	3	28	3	10.7	19	2	10.5	20	2 10.
39 4										7	6	78	19		5	2	25	3	12.0					
39 4		1								13	12	177	33	18.6	5	2	51	5		30	1	3.3	31	1 3.
39 4										23	17	219	84	38.4	5	2	20	2	10.0				29	4 13.
39 4										11	9	85	29	34.1	6	4	20	5		10	1	10.0	11	1 9.
39 4	8 黒潮町									22	16	272	57	21.0	5	3	27	8	29.6	29	6	20.7	30	6 20.

調査票4-4 市区町村別集計項目(女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市																							l					
道	区		目	標設定の対象					値	目標認	定の対	象であ	る審議:	会等の	地方	自治法(	第202条	の3)に	基づく	地方	自治法(	第180条	:の5)に	基づく	(再掲)	村防災	<b>企議</b>	(再掲)	村防災会	△議
府	町	区		(目標を設定	Eしてい	る市区町	「村のみ	記入)				範囲			署	≸議会等	こおける	登用状:	況	委	<b>員会等</b> [	における	5登用状	況		委員のみ			長を含む	
		m-																												
県	村	町	目	目	審	うち	4//>	2+	女				_	/	審	<b>=</b> +	総	うち	女	審	<b>&gt;</b> +	4//>	2+	女	4/15	<b>&gt;</b> +	女	4//>	<b>&gt;</b> +	女
⊐	⊐	++	目標	標	議	女を	総委	うち 女	女性						議	うち 女を	委	女	性比率	議会等	うち 女を	総委	うち 女	性	総委	うち 女	性	総委員	うち 女	性
1	1	村	値	年	会等	性含	員	性	比 率						会等	性含 委む	委員	性	<b>上</b> 率	会等	性含	委員	性	比率	委員	女性委	比率	員	性委	比率
l.	ř	名	(%)	度	数	委む員数	数	委等員数	(%)						数	委む 員数	数	委等 員数	(%)	数	委む 員数	数	委等員数	(%)	数	委 員数	(%)	数	委 員数	(%)
Ë		_ <sup>1</sup>				~~		~~																		~~			$\stackrel{\sim}{=}$	
															15	14	172	73	42.4	0	0	0	0							
$\angle$	/	高知市	<				<		<		<	$\leq$		$\leq$												$\leq$		<		
K	/	室戸市	$\overline{}$				<		<	$\sim$	<	$\sim$		$\sim$						_								$\sim$		
$\mathcal{L}$	/	安芸市 南国市	$\overline{}$				-		-	$\overline{}$	-									0		0	1					$\overline{}$		$\sim$
		土佐市	$\overline{}$	-			-		-	$\overline{}$	-	$\overline{}$		$\overline{}$														$\overline{}$		$\sim$
		須崎市	$\overline{}$	-			$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$														$\overline{}$		$\overline{}$
		宿毛市					$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$				3	3	42	14	33.3											
		土佐清水市							$\overline{}$		$\overline{}$																			
		四万十市													2	2	31	20	64.5	0		0	)							
		香南市													1	1	5	2	40.0	0		0	1							
$\angle$	Ζ,	香美市	$\angle$	-	$\leq$		$\angle$		_	$\angle$	_	$\angle$	$\angle$	$\angle$	1	1	6	2	33.3								$\angle$	$\angle$		
$\mathbb{Z}$	/,	東洋町	$\angle$				$\leq$		_	$\angle$	_	$\leq$		/						0		0				/		$/\!\!/$		
K	/	奈半利町	-				<		_	$\sim$	_			/						0		0	1			/		$\sim$		
$\mathcal{L}$	$^{\prime}$	田野町 安田町	$\overline{}$				-		-	$\overline{}$	-			-	0	0	0	0		0		0						$\overline{}$		$\sim$
$\mathcal{L}$		北川村	$\overline{}$	-			$\overline{}$		$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			-	0		0			0		0						$\overline{}$		$\leftarrow$
		馬路村	$\overline{}$				$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$				- u	U	0	-		Ŭ										$\overline{}$
		芸西村					$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$				0					0		0								
		本山町							$\overline{}$		$\overline{}$				2	2	28	11	39.3	0		0						$\overline{}$		$\overline{}$
		大豊町																		0		0								
$\angle$	$\setminus$	土佐町			$\setminus$								$\setminus$														$\setminus$	$\setminus$		
$\angle$	$\angle$	大川村													1	1	8		25.0	0		0								
$\angle$	Ζ,	いの町	$\angle$				$\angle$		_	$\angle$	_	_	$\leq$	/	1	1	18	8	44.4	0		0	1			/	/	$\angle$		
$\mathbf{Z}$	4	仁淀川町	/		$\leq$		_		_		_	/	$\leq$	/													/	-		
K	/	中土佐町	$\overline{}$	_			-		-	$\overline{}$	-																	$\overline{}$		$ \sim $
+	$\overline{}$	佐川町 越知町	$\overline{}$				-		-		-			-	2	2	26	12	46.2	0		0						$\overline{}$		$ \leftarrow $
<del>/</del>		梼原町	$\overline{}$				-		-	$\overline{}$	-				0		0		40.2	0		0	1					$\overline{}$		$\sim$
1		日高村		_											<del>ا</del> ⊢	"	J	0		ľ		U	1							
		津野町																												
1		四万十町					_		_		_				1	1	5	2	40.0	0		0								
		大月町							$\overline{}$		$\overline{}$																			
	/	三原村	/				_		/		/			$\overline{}$	1	0	3	0	0.0							$\overline{}$		/		
	$\angle$	黒潮町													0	0	0	0		0		0								

調査票4-4 市区町村別集計項目(女性の登用)No3

調査時点コード

平成29年4月1日

2 平成29年5月1日 3 その他:平成 年 月 日

調	を時点コード	1	1			-	•			-	•				•																						
都「	i 市									管	理	職	Ø	在	職	状	: 沥	ļ.									職	務	上の	地	位 別	職	Ą:	在 職	状	<del></del>	
道								1																													
府田	区	管			うち	一般行	政職				うち	一般行政	<b>攻職</b>				うち	一般行政	<b></b>				うち	一般行政	<b></b>	_			うち	一般行	敗職	_			うち-	一般行政和	職
		理	うち	女				部	うち	١.					うち						うち					課長	うち					係	うち		_		
県木	t et	職	#	性	**	=+	女性	局		女性	<b>.</b>	=+	女	次 長		女性		=+	女	課長		女 性		=+	女	補		女 性	課	=+	女	長		女性比率	係	=+	女
:	1	総数	女 性 理	性 比 率	管理	うち 女理	比率	長相	女	比率	部局	うち 女 性	女性比率	相	女	比率	次	うち 女	性 比	相	女	比率	課	うち 女	性 比率	佐	女	比	長補	うち 女	性 比	相	女	比	係 長 相	うち 女 性	女性 比率
	村	~	○職	(%)	職	性職	率(%)	当	性	率 (%)	局長相	性	率	当職	性	率 (%)	次 長 相	女性数	率	当職	性	率 (%)	課 長 相	女性	率	相当	性	率 (%)	佐相	性	率	当職	性	率 (%)	当	性	率
1'1'		*	○ ※数	(※)	総数	管数 (※)	(※)	職	数	(,,,,	祖当	数	(%)	дых	数	(,,,,	祖当	蚁	(%)	дых	数	( / 0 /	祖当	数	(%)	職	数	(70)	祖当	数	(%)	相談	数	(,,,,	職	数(	(%)
۴ŀ	名	Ŭ			(※)						職						職						職						職								
		678	115	17.0	579	92	15.9	33	3	9.1	28	1	3.6	44	5	11.4	32	4	12.5	601	107	17.8	519	87	16.8	942	334	35.5	654	217	33.2	1,425	577	40.5	951	440	46.3
	1 高知市	166			138			21	1	4.8	18	1	5.6	38	3	7.9	27	2	7.4	107		13.1	93			213	61	28.6	94	56	59.6	441	128	29.0	192		59.9
	2 室戸市	21		19.0	19		21.1													21		19.0	19		21.1	33	9	27.3	27	6	22.2	46	20	43.5	33		48.5
	3 安芸市4 南国市	20 29		15.0 24.1	18 21		16.7 33.3		-	-	-									20 29	3	15.0 24.1	18 21		16.7 33.3	31 38	12 18	38.7 47.4	22 21	6	27.3 42.9	42 58	16 11	38.1 19.0	29 36		27.6 25.0
	5 土佐市	30		10.0	13					-	-							-		30	7	10.0	13		15.4	38 67	24	35.8	34	10	29.4	60	22	36.7	22		31.8
	6 須崎市	26		19.2	23		17.4													26	5	19.2	23		17.4	24	4	16.7	22	4	18.2	40	14	35.0	34		29.4
	8 宿毛市	22		13.6	20		15.0													22	3	13.6	20		15.0	41	15	36.6	27	5	18.5	49	21	42.9	40		45.0
	9 土佐清水市	29	8	27.6	24		16.7													29	8	27.6	24	4	16.7	28	8	28.6	25	7	28.0	63	22	34.9	47		31.9
39 2	0 四万十市	26	6	23.1	21	4	19.0													26	6	23.1	21	4	19.0	63	28	44.4	36	4	11.1	86	38	44.2	48	9	18.8
	1 香南市	41	15	36.6	31	11	35.5													41	15	36.6	31		35.5	51	23	45.1	42	18	42.9	42	16	38.1	34		41.2
	2 香美市	25		16.0	20		20.0													25	4	16.0	20		20.0	54		42.6	34	10	29.4	66	38	57.6	36	18	50.0
	1 東洋町	8		12.5	7		14.3													8	1	12.5	7	1	14.3	7	3	42.9	5	1	20.0						
	2 奈半利町	8		12.5	8		12.5 0.0			-	-									8	1	12.5	8	1	12.5	8	2	25.0 25.0	8	2	25.0 25.0	5	2	40.0 58.3	5		40.0 44.4
	4 安田町	5	_	0.0	4 5		0.0			-	-							-		- 4 5	0	0.0	- 4	0	0.0	4 11	6	54.5	4	2	37.5	12	1	33.3	9		33.3
	5 北川村	8	_	25.0	8		25.0													8	2	25.0	8	2	25.0	4	2	50.0	0	2	50.0	9	6	66.7	9		66.7
	6 馬路村	7	_	42.9	7	_	42.9													7	3	42.9	7	3	42.9			30.0	7	2	30.0	10	8	80.0	10		80.0
	7 芸西村	6		0.0	6		0.0													6	0	0.0	6	0	0.0	9	3	33.3	9	3	33.3	7	4	57.1	7		57.1
	1 本山町	8	1	12.5	8	1	12.5													8	1	12.5	8	1	12.5	11	3	27.3	11	3	27.3	27	16	59.3	27		59.3
	4 大豊町	7	0	0.0	7	0	0.0													7	0	0.0	7	0	0.0	10	2	20.0	9	1	11.1	15	7	46.7	12	4	33.3
	3 土佐町	8		25.0	8	_								2	1	50.0	2	1	50.0	6		16.7	6	1	16.7	8	3	37.5	8	3	37.5	12	9	75.0	12	9	75.0
	4 大川村	4		25.0	4		25.0							1	1	100.0	1	1	100.0	3		0.0	3	0	0.0	5	2	40.0	5	2	40.0				<del></del>	<del>_</del>	
	6いの町	22		27.3	20		30.0													22		27.3	20		30.0	28	9	32.1	26	9	34.6	29	13	44.8	25		40.0
	7 仁淀川町	13		7.7	13		7.7		-	-	-			1	0	0.0	1	0	0.0	12		8.3	12		8.3	14	2	14.3	14	2	14.3	40	16	40.0	40		40.0
	1 中土佐町	12 11		25.0 18.2	12 11									1	0	0.0	1	0	0.0	11 11	_	27.3 18.2	11 11		27.3 18.2	16 18	6	37.5 38.9	16 16	6 F	37.5 31.3	14 21	9 12	64.3 57.1	14 20		64.3 55.0
	12 1左川町 13 越知町	12		8.3	12		8.3		-	-	-							-+		12		8.3	12		8.3	18	/	27.8	18	5	27.8	28	13	46.4	28		46.4
	15 楼原町	11		9.1	10		0.0													11		9.1	10		0.0	7	4	57.1	6	3	50.0	16	11	68.8	16		68.8
	0 日高村	9		11.1	9		11.1													9	1	11.1	9	1	11.1	8	6	75.0	8	6	75.0	19	8	42.1	19		42.1
	1 津野町	24		16.7	20		0.0	12	2	16.7	10	0	0.0					1		12	2	16.7	10	0	0.0	16	7	43.8	13	4	30.8	15	10	66.7	13		61.5
	2 四万十町	20		20.0	20		20.0		<u> </u>											20	4	20.0	20		20.0	46	13	28.3	46	13	28.3	87	42	48.3	87		48.3
	4 大月町	16	2	12.5	13	1	7.7													16	2	12.5	13	1	7.7	18	9	50.0	12	3	25.0	32	25	78.1	13		53.8
	7 三原村	6	2	33.3	5									1	0	0.0	0	0	0.0	5	2	40.0	5	2	40.0	7	1	14.3	7	1	14.3	6	4	66.7	6		66.7
39 4	8 黒潮町	14	1	7.1	14	1	7.1													14	1	7.1	14	1	7.1	26	13	50.0	17	4	23.5	25	8	32.0	25	8	32.0
					_																	_			_												_

調査票4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時	FA	1	#######################################	2	平成29年5月1日	3	平成 年	月 日					
調査時	点コート	ド	1		•				4				
		•											
都市道		市		市区町	村 議 会 の 議	員 の 両 立 支	援体	制に	関す	ナ る !	調査		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査
坦比		区	/	問1 議員の出産を欠席事由として	問2	問3 問1. で、1. を選択した場合	問4	<b>の細和の</b>	B E A S A A	マ席事由につ		のまわに	  問5  問4. で、1. を選択した場合
府田	Г				<u>問1. で、1. を選択した場合</u> 「欠席事由として明記した規定」と	「欠席事由として明記した規定」				に一多田にっ		の争出に	同年. C、1. を送がした場合  該当部分の条文(本文)を記入してください。※別添の場合は、(別添)と記入
				あるか。1~3のいずれかー	はどのような規定か。1~3のうち	はいつ制定されましたか。1~2	1. 明記	した規定が	ある	-02-17	1,220		
県木	t E	田丁	/	つを選択してください。	いずれか一つを選択してくださ	のうちいずれか一つを選択してく		した規定は					
			/		い。	ださい。		上認めてい	る				
	.	L	/				3. その	他					
-  -		[		1. 明記した規定がある	1. 標準都道府県会議規則と同	1. 平成26年度以前							
1.1.	1 1	村		2. 明記した規定はないが、	様	2. 平成27年度以降				<b></b>			
1'1'			議会名	運用上認めている 3. その他	<ol> <li>標準市議会会議規則又は 標準町村議会会議規則と同</li> </ol>		配偶者の	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				3. その他	保学叫外議女女議院則CIP     様		出産		有碳	刀渡			
۲H	: :	名			3. その他								
T.	I =	$\overline{}$	1000	28	0	9	3	0	1	1	1	3	
$\mathcal{H}$			1の合計										
VV			2の合計	1	28	20	12	11	12	11	15	6	
$\angle$			3の合計	5	0		19	23	21	22	18	25	
39 20	11 高知7	ħ i	高知市議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
39 20	2 室戸7	市 :	室戸市議会	1	2	2	2	2	2	2	2	3	
39 20	3 安芸7	<b>т</b>	安芸市議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
39 20	14 南国市	ħ i	南国市議会	1	2	1	2	2	2	2	2	2	
39 20	5 土佐7	市 :	土佐市議会	1	2	1	3	3	3	3	3	3	
39 20	6 須崎7	市	須崎市議会	1	2	2	3	3	2	3	2	2	
39 20	8 宿毛7	市	宿毛市議会	1	2	1	3	3	3	3	3	3	
39 20	9 土佐河	清水市	土佐清水市議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
39 2	0 四万-	十市 1	四万十市議会	1	2	2	3	3	3	3	2	3	
39 2	1 香南市	市	香南市議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
39 2	2 香美市	市 :	香美市議会	1	2	1	1	3	3	3	2	3	議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
39 30	11 東洋町	町 :	東洋町議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
39 30	2 奈半和	利町	奈半利町議会	3			2	2	2	2	2	2	
39 30	3 田野田	町	田野町議会	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
39 30			安田町議会	1	2	2	2	2	2	2	2	3	
39 30	10711		北川村議会	3		1	3	3	3	3	3	3	
39 30	6 馬路村	村	馬路村議会	2			3	3	3	3	2	3	
39 30	7 芸西村	村	芸西村議会	3			2	2	2	2	2	3	
39 34			本山町議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
	4 大豊田		大豊町議会	3		,	2	2	2	2	2	3	
39 36	- 12-		土佐町議会	1	2	1	3	3	3	3	3	3	
39 36	4 大川村	刊 :	大川村議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	Made 18 and 18 a
39 38	6いの田	HT (	いの町議会	1	2	2	2	2	2	2	2	1	第2条 議員は、事故のため欠席、遅刻、途中退場するときは、その理由を付け、別記様式により当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、急を要するときは、事後速やかに届け出るものとする。
39 38	17 仁淀J	JII 🖽 T	仁淀川町議会	1	2	2	1	3	3	3	3	3	議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
100	I=//E/	,.,.~,	二//二/11世]	•	<u> </u>			<u> </u>		_			第3条 議員は、次に揚げる事項を遵守しなければならない。
30 4/	01 中土位	/± m⊤	中土佐町議会	1	2	2	,	2	1	[,	2	1	第5家 議員は、次に帰りる争項を運守しなければならない。 (10)議長又は委員長から出席の通知がなされた本会議等へは、次に揚げる理由以外は、欠席しないこと。  ア 本人又は親族(2類等以内の者とする。)の病気及び出席
35 40	4 Tk	KT m]	<b>十上任则磁云</b>	'		_	[	3	[	<b>'</b>	3	'	イ 親族(3親等内の者とする。)の冠婚葬祭及び追悼のための特別な行事(親族の死亡後10年以内に行われるものに限る。)
LI	L	[					<u> </u>	<u></u>	<u></u>	<u> </u>		<u></u>	ウ その他議長が認めた場合
39 40	2 佐川田	町	佐川町議会	3			3	3	3	3	3	3	
39 40	3 越知田		越知町議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
39 40	5 梼原田	⊞T 7	梼原町議会	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
39 4	0 日高村	村	日高村議会	1	2	1	3	3	3	3	1	1	(10)日高村議会議長(以下議長という)又は委員長からの出席通知がなされた本会議へは、次に揚げる理由以外は欠席しないこと。 ①本人又は親族(2限等以内)の病気 ②親族(3等親以内)の冠婚葬祭及び追悼のための特別な行事。 ③その他議長又は委員長が認めた場合。
39 4	1 津野田	RT :	津野町議会	1	2	1	2	2	2	2	2	3	© 5 11 (management and 25 per manute for 30 let 0
	2 四万-		四万十町議会	1	2	2	3	3	3	3	3	3	
	4 大月町		大月町議会	1	2	1	3	3	3	3	3	3	
	7 三原村		三原村議会	1	2	2	2	3	3	3	3	3	
	8 黒潮町		黒潮町議会	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
55 47	- my 177) P		WWW. 1012-1 1026-244	•						1=			I.